

政府ハ国民ノ名代ニテ
国民ノ思フ所ニ従ヒ
事ヲ為スモノナリ

福澤諭吉『学問ノススメ』
六編「国法ノ貴キヲ論ス」より



歴史の壺

法務史料展示室だより

第31号

「歴史の壺」では、法に関する歴史を
中心に様々な視点で紹介していきます。
みなさんも歴史のつばにはまりましょう!

法務図書館の 書棚から

第16回 不動産登記簿二点

法務史料展示室には、「地所登記簿」(写真1)・「土地登記簿」(写真2)という、不動産登記制度に関係する史料が展示されています。今回はこの二冊の登記簿を、日本近代における土地公示制度の変遷の中に位置付けてみることにしましょう。

江戸時代の藩を実質的に存続させたまま成立した明治新政府にとって、各地域でばらばらだった租税の仕組みを統一的なものにするのは、重要な課題の一つでした。明治4年(1871)7月、廃藩置県によって藩が廃止されると、明治政府は全国的な租税改革に乗り出します。そして、その前提として土地制度を改める必要があると考え、租税改革とセットで土地制度改革を進めていきました。

同年12月、東京府下の市街地に対して土地の所有権を示す地券が発行されました(明治4年12月27日太政官布告)。これは、それまで無税だった都市の市街地に対して、地価を基準にして地租を課することが目的でした。また、明治5年2月には、江戸時代以来禁止されていた田畑の売買が認められ(明治5年2月15日太政官第50号布告)、土地の異動を明確にするために「地所売買譲渡ニ付キ地券渡方規則」も定められて、郡村部の土地を売買・譲渡する際にも地券を発行することになりました(明治5年2月24日大蔵省第25号)。このような地券を「壬申地券」と呼びます。さらに、明治6年7月の「地租改正条例」(明治6年7月28日太政官第272号布告)によって、地価の3%を地租として納めることが定められ、「壬申地券」で認められていた一枚の地券に複数の土地を記載する仕組みを改めて、一筆ごとの土地に一枚ずつ地券が作成されるようになりました。

このようにして地券の制度が生まれましたが、これはあくまでも租税改革のために採用された方法で、土地の権利変動を公示することを目的としたものではありませんでした。そこで、明治19年、フランスの登記制度にならって登記法が制定され(明治19年8月13日法律第1号)、治安裁判所(第一審を行う裁判所)に登記簿が備えられ、ここで登記事務を取り扱うことになりました。この時期に作成された登記簿の一つが写真1の「地所登記簿」です。このような登記簿には、主に不動産の権利関係が示されており、不動産の物理的現況を示すものとして別に土地台帳が作られ、地租は土地台帳に記載された地価を基準に課税されるようになりました。

明治29年に民法が制定されると、これに対応するために、明治32年不動産登記法が制定されました(明治32年2月24日法律第24号)。この法が施行された当初の登記簿が写真2「土地登記簿」です。戦後、登記制度は法務省の所管となり、法務局等で扱われるようになりました。また土地台帳の機能は登記簿の中に組み込まれ、不動産登記法も平成16年(2004)に全面改正されて、現在に至っています。



写真1 「地所登記簿」



写真2 「土地登記簿」

*「法務図書館の書棚から」では、法務図書館が所蔵する各種史料・図書のなかから毎回一点をとりあげて、様々な切り口で紹介いたします。

字引を
ひもとく

行政：ギョウセイ

日本国憲法は、国家権力を立法・司法・行政の三権に分立させ、相互に牽制しあうことによって権力の専断的行使を抑制する権力分立制を採用しています。そのうち「行政」の語は、近世には政治を意味する言葉として史料上出現しますが、幕末維新时期に西洋の三権分立が紹介された当初は、訳語として「行法」の語が用いられていました。行法はもと仏教用語ですが、行政を「法を執行する行為」と考えると、行法は字義通りに解釈できる適訳といえるかもしれません。

史跡探訪

ようがくのち つやま
洋学の地・津山

岡山県の北部、旧国名でいう美作国みまさかのくにに位置する津山市は、近代日本の著名な法学者を輩出しています。例えば、幕末から明治初年にかけて広く読まれた『泰西国法論』たいせいこくぽうろんを訳出し、『明六雑誌』への寄稿でも知られる津田真道。そして、フランスの諸法典を翻訳した『仏蘭西法律書』ぶらんせいほうりつしょによって日本にフランス法を紹介するとともに、各種法典の編纂にも携わった箕作麟祥。彼らはいずれも、洋学に長けたことで知られる、津山にゆかりの人物です。

なぜ、内陸に位置するこの地から、洋学に明るい人物が多数輩出されたのかというと、彼らが洋学を学べる環境が当地にあったためで、その中心にいたのが箕作阮甫みつくくりげんぽです。津山藩の藩医の家に生まれた阮甫は、江戸で洋学（当時は「蘭学」と呼ばれていました）を学んだのち、その語学力を生かして江戸幕府に仕え、ロシアやアメリカとの外交交渉の場で活躍しました。そのような中であって、前述した津田真道は江戸で阮甫に師事し、箕作麟祥は阮甫の孫として、やはり家で洋学を学びます。こうした形で津山を縁として生まれた学統が、日本における西洋法の継受に一定の役割を果たしていくことになるのです。

ここに記した津山と洋学の関係、あるいは洋学者の系譜とその業績については、現在、箕作阮甫旧宅（写真・左）に隣接する津山洋学資料館で詳しく紹介されています。



箕作阮甫旧宅（津山市西新町）



津田真道生誕地（津山市上之町）

箕作阮甫旧宅（津山市西新町 6 番地）への行き方
JR 津山線津山駅からバス（ごんご東循環線・左まわり）で約 10 分
西新町バス停下車徒歩 2 分

歴史の壺クイズ

「串刺」は戦国時代にあった苛酷な処刑方法の一つですが、かつては全く異なる言葉として使用されていました。

えんぎしきおほほらいのことは

「延喜式大祓詞」に列挙された

上古の罪のなかに

「串刺」の語が見えますが、

これは何を意味したと

考えられるでしょうか。

1. 他人の土地に串を刺して奪い取ること
2. 髪に櫛を差したままの状態外出すること
3. 木の棒で人を刺し殺すこと

前回の答えは
3番!

横顔



小畑美穂は文政12年(1829)、土佐の下士の家に生まれました。幼名を孫二郎といい、藩に召し出され下横目(下級警吏)を務めるうち、武市半平太の土佐勤王党に加わり、いわゆる「国事」に奔走しました。その勤めぶりは後年、木強漢と評されるほど誠実で、藩命により上京し三条実美家の裏方御用を勤め、尊攘派の知遇を得ますが、8月18日の政変後は勤王党の獄で捕縛され、永牢という重罰を受けます。しかし時局に通じる識見を惜しまれ、慶応3年(1867)、許されて藩庁に出仕し、上士並の身分を与えられました。

維新後の明治2年(1869)、弾正台大巡察に任ぜられて官途に入り、名を美穂と改めます。以後弾正権少忠、司法大解部、司法少判事と、わが国近代の司法制度草創期に法曹として官歴を重ねました。明治7年、岩倉具視が襲われた赤坂喰違坂事件で、容疑者の高知県土族武市熊吉らを訊問して供述を引き出し、判事としての名声を得ます。更に明治9年の熊本神風連の乱、明治10年の西南戦争では臨時裁判所で叛徒処罰にあたり、厳正公平な法執行で司法の威厳を保ちました。この功により大阪上等裁判所長、名古屋控訴裁判所長、宮城控訴裁判所長を歴任し、明治17年、元老院の議員に転じました。元老院は当時唯一の立法機関であり、美穂は数多の達識の士と肩を並べました。そして明治23年、帝国議会の開設に伴い貴族院の勅撰議員となり位人臣を極めました。旧藩時代の貧しい下士の暮らしを忘れず、質素な生活を通したといえます。

ちなみに、後世、不世出の作戦家と賞された陸軍中将小畑敏四郎は、美穂の四男です。